



第 10 期

那須町分別収集計画

～容器包装廃棄物の減量を目指して～

令和 4 年 7 月

目次

内容

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町のごみ処理については、広域化を進め、現在、本町と大田原市による共同のごみ焼却施設「広域クリーンセンター大田原」を平成14年12月、大田原市に完成させ、稼動中である。また、翌年4月には、リサイクル・プラザ棟も完成した。

これら建設費用の償還及び維持管理経費等、膨大な経費を要しているため、ごみの排出抑制（減量化）や容器包装リサイクル対策が急務である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

また、本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに資源の有効活用、温室効果ガスの削減を目指すことで、SDGsの観点からも「持続可能な」循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生を抑制（リデュース）すること、不要となったものは再使用（リユース）すること、再使用できないものは資源として再生利用（リサイクル）すること、すなわち「3R運動」を展開することが重要である。よって、町民や事業者にごみに対する意識の改革を図るため、ごみの排出抑制による減量化、リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進する。
- (2) 多量のごみを排出する事業者には、計画的かつ具体的に減量化・資源化するよう指導を強化する。
- (3) ごみの減量等に効果があるものについては、随時、分別収集等の見直しを行い、併せてリサイクルルートの確立に努める。
- (4) ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器などの自家処理設備の導入を更に促進する。

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月を開始とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,102 t	2,105 t	2,109 t	2,112 t	2,115 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたり、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りつつ、リサイクル活動を推進する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやクリーンステーション那須及び広域クリーンセンター大田原等のごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の現状、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理状況についての情報を提供し、ごみに対する認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 資源物の集団回収

再資源化を推進するため、資源物を集団回収し、再利用する努力が住民、企業、学校などの協力のもと、各地域で行われている。今後も更に、集団回収を奨励し、収集の拡大を促進する。

(3) 容器包装廃棄物の分別収集の追加検討

分別基準適合物の再商品化を促進する。

(4) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(5) 販売包装の有料化、買い物袋の持参推進

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参等の普及啓発、地域協定等を活用した関係者の連携を行い、スーパーマーケット等での容器包装の使用の合理化を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、本町で有する収集機材、広域クリーンセンター大田原の施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	びん
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器	
その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	41		41		41		41		41	
主としてアルミ製の容器	34		34		34		34		34	
無色のガラス製容器	合計 141		合計 142		合計 142		合計 143		合計 144	
	引渡数量	独自処理数量								
	141	0	142	0	142	0	143	0	144	0
茶色のガラス製容器	合計 145		合計 146		合計 147		合計 148		合計 149	
	引渡数量	独自処理数量								
	145	0	146	0	147	0	148	0	149	0
その他のガラス製容器	合計 141		合計 142		合計 142		合計 143		合計 144	
	引渡数量	独自処理数量								
	141	0	142	0	142	0	143	0	144	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6		7		7		7		7	
主として段ボール製の容器	233		235		237		239		241	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 62		合計 64		合計 66		合計 68		合計 69	
	引渡数量	独自処理数量								
	33	29	34	30	35	31	36	32	37	32
白色トレイ	合計 1									
	引渡数量	独自処理数量								
	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 73		合計 74		合計 75		合計 76		合計 77	
	引渡数量	独自処理数量								
	73	0	74	0	75	0	76	0	77	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近の分別基準適合物等の収集実績を勘案して算定している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行い、住民等による集団回収が進んでいる分別基準適合物については、引き続き分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階		
金属	スチール製の容器	缶	住民等による集団回収 町による定期回収	町		
	アルミ製の容器					
ガラス	無色のガラス製容器	びん		町による定期回収	民間業者	
	茶色のガラス製容器					
	その他のガラス製容器					
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		町による定期回収	町	
	段ボール	段ボール				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収			町
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ				
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

対象となる品目は、現在クリーンステーション那須内にあるストックヤードにて一時保管している。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。